

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（令第二条の四の環境省令で定める基準等）

第一条の二 令第二条の四第一号の環境省令で定める廃油は、次に掲げるものとする。

2 ～ 4 （略）

5 令第二条の四第五号二の環境省令で定める廃水銀等は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）

二 （略）

6 ～ 17 （略）

（水銀使用製品産業廃棄物）

第七条の二の四 令第六条第一項第一号ロの水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物

となつたものであつて環境省令で定めるものは、次に掲げるものが産業廃棄物となつたものとする。

- 一 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第二条第一号又は第三号に該当する水銀使用製品であつて別表第四に掲げるもの
- 二 前号に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（別表第四下欄に×印のあるものに係るものを除く。）
- 三 （略）

（水銀等の割合が相当の割合以上である水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）

第七条の八の三 令第六条第一項第二号ホ（2）の環境省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 水銀使用製品産業廃棄物のうち、別表第五に掲げるものが産業廃棄物となつたもの
- 二 （略）

別表第一（第一条の二関係）

一～三（略）

四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設

五～十七（略）

別表第四（第七条の二の四関係）

一～三	(略)	(略)
四	蛍光灯（冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。以下同じ。）	×
五～二十二	(略)	(略)
二十三	放電管（水銀が目視で確認できるものに限る。放電ランプ（蛍光灯及び	×

	びH I Dランプを含む。)を除く。)	
二十四～二十六	(略)	(略)
二十七	水銀圧入法測定装置	
二十八	(略)	(略)
二十九	ガス分析計 (水銀等を標準物質とするものを除く。)	
三十	容積形力計	
三十一	滴下水銀電極	
三十二	(略)	(略)
三十三	水銀等ガス発生器 (内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
三十四～四十三	(略)	(略)
備考	(略)	

別表第五（第七条の八の三関係）

一～四（略）

五 弾性圧力計

六 圧力伝送器

七～十三（略）

十四 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）

十五～十八（略）

十九 容積形力計

二十（略）

二十一 滴下水銀電極

二十二～二十四（略）